株主各位

埼玉県さいたま市見沼区蓮沼1385番地

株式会社タムロン

代表取締役社長 鯵 坂 司 郎

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月28日(火曜日)午後5時30分までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 時** 平成29年3月29日(水曜日)午前10時(開場:午前9時)
- 2. 場 所 埼玉県さいたま市見沼区蓮沼1385番地 株式会社タムロン本社 新館5階 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項報告事項
- 1. 第70期 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第70期 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項議 案

剰余金の処分の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.tamron.co.jp)に掲載しており、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の提供書面の他、当社ホームページに掲載した連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表であります。

なお、本招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.tamron.co.jp)において周知させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年1月1日から) 平成28年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済を概観しますと、米国経済は、個人消費が底堅く推移し、設備投資も緩やかに拡大する等、堅調さを維持しました。欧州経済は、英国のEU離脱決定に伴う混乱が見られましたが、ユーロ圏では失業率が低下傾向を続け、景気は緩慢ながらも成長ペースを維持しました。中国経済は、国有企業を中心としたインフラ投資による下支え効果もあり、徐々に上向きの気配となりました。

一方わが国経済は、雇用・所得環境は改善しておりますが、個人消費は 力強さを欠き、景気の回復に停滞感が漂っております。

当社グループ関連市場であるデジタルカメラ市場では、年初には下げ止まりの兆しが見られましたが、熊本地震による部品供給停滞の影響等により、レンズ交換式カメラは前期比で数量は11%減少、金額も10%減少となり、交換レンズも前期比で数量は11%減少、金額では15%の減少となりました。

このような状況の下、当社グループの当連結会計年度における経営成績は、前期比でドルが約12円、ユーロが約14円と、大幅な円高となったことによる為替のマイナス影響に加え、熊本地震の影響等によるデジタルカメラ市場の低迷等もあり、売上高は599億3百万円(前期比16.7%減)となりました。

利益面につきましては、グループ全社をあげて経費削減に注力し販売費及び一般管理費を前期比で約16億円削減いたしましたが、売上高の減少に伴う売上総利益の減少や、為替のマイナス影響等を吸収しきれず、営業利益は23億61百万円(前期比48.2%減)、経常利益は28億55百万円(前期比44.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は、14億82百万円(前期比63.4%減)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(写真関連事業)

このような結果、写真関連事業の売上高は468億5百万円(前期比14.2%減)となり、営業利益は対ユーロの円高による為替のマイナス影響を大きく受けたこともあり、40億34百万円(前期比26.6%減)となりました。

なお、18-200mm VC(B018)が当社レンズとしてTIPAアワード3年連続受賞となる「TIPAアワード2016/BESTENTRYLEVELDSLRLENS」賞、SP85mm F/1.8 VC USD(F016)が当社レンズとしてEISAアワード11年連続受賞となる「ヨーロピアンDSLRレンズ2016-2017」賞を受賞する等、自社ブランド交換レンズの描写力・機能性等に高い評価を得ることができました。

(レンズ関連事業)

レンズ関連事業は、遠赤外線レンズは増収となりましたが、コンパクトデジタルカメラやデジタルビデオカメラ用レンズは、市場の大幅縮小、熊本地 震の影響等により大幅な減収となりました。

このような結果、レンズ関連事業の売上高は23億58百万円(前期比48.4%減)、営業利益は75百万円(前期比67.1%減)となりました。

(特機関連事業)

特機関連事業は、車載カメラ用レンズは車載カメラ市場の拡大を見据えて 事業強化を推進してきた成果により、大幅増収となりましたが、監視カメラ 用レンズはレンズメーカー間での競争激化や中国カメラメーカーの台頭等に よるカメラメーカーシェアの変動の影響等もあり減収となりました。

このような結果、特機関連事業の売上高は107億39百万円(前期比16.1%減)となり、営業利益は今後も安定的な成長が見込まれるセキュリティ分野での新製品の開発等に注力したことや、新規事業であるカメラモジュール関連の先行投資負担もあり、7億33百万円(前期比48.0%減)となりました。

事業別売上高

事業区分		第69期 (平成27年12	 2月期)	第70期 (平成28年12	2月期)	前期比	
			売 上 高	構成比	売 上 高	構成比	
写 真 関	連 事	業	54,578百万円	75.9%	46,805百万円	78.1%	85.8%
レンズ	関連事	業	4,567	6.3	2,358	4.0	51.6
特機関	連事	業	12,800	17.8	10,739	17.9	83.9
合		計	71,946	100.0	59,903	100.0	83.3

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は24億84百万円(前期比0.2%増)であり、その主なものは、レンズ生産設備11億20百万円、量産金型10億68百万円等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区	分	第 67 期 (平成25年12月期)	第 68 期 (平成26年12月期)	第 69 期 (平成27年12月期)	第 70 期 (当連結会計年度) (平成28年12月期)
売	上	高(百万円)	68,452	73,621	71,946	59,903
親す	会社株主! る当期純	こ帰属 (百万円)	3,197	3,846	4,048	1,482
1	株当たり) 当期純利益	116円48銭	140円14銭	153円98銭	57円19銭
総	資	産(百万円)	64,704	69,906	66,035	60,910
純	資	産(百万円)	47,087	51,995	49,001	47,321
1	株当た	り純資産額	1,715円37銭	1,894円14銭	1,890円45銭	1,825円62銭

(3) 重要な子会社の状況

会	社	名	資本金	議決権比率	主な事業内容
TAMRON U	JSA, INC.	(アメリカ)	3,389 千US\$	100%	光学及び精密機械器 具等の販売
TAMRON Eu	горе GmbH.	(ドイツ)	3,045 千EUR	100%	光学及び精密機械器 具等の販売
TAMRON Fr	ance EURL.	(フランス)	1,139 千EUR	100% (100%)	光学及び精密機械器 具等の販売
Tamron (Ru	ssia) LLC.	(ロシア)	34,000 千RUB	100%	光学及び精密機械器 具等の販売
TAMRON OPTI (VIETNAM) CO		(ベトナム)	14,000 千US\$	100%	光学及び精密機械器 具等の製造及び販売
TAMRON INDI	A PRIVATE	(インド)	28,000 千 I N R	100% (0.4%)	光学及び精密機械器 具等の販売
タムロン工業	香港有限公司] (中国)	3,365 千HK\$	100%	光学及び精密機械器 具等の販売及び仲介
タムロン光学	仏山有限公司] (中国)	25,000 千U S \$	100%	光学及び精密機械器 具等の製造及び販売
タムロン光学	上海有限公司] (中国)	1,050 千US\$	100%	光学及び精密機械器 具等の販売

⁽注) 議決権比率の() 内の数字は間接所有比率(内数)であります。

(4) 対処すべき課題

以下に掲げる中長期的な成長戦略により経営基盤を強化し、持続的な発展・成長を実現してまいります。

- ① 既存事業のグローバル展開を加速させ、新興国市場の需要の取り込み、 収益性の向上を図り、事業基盤を強化する。
- ② マーケティングの強化、M&A含む共創により、新たな「産業の眼」を 開拓し、事業領域を拡大する。
- ③ 開発から量産までのリードタイムの短縮を図り、タイムリーな新製品投入体制を構築する。
- ④ 効率的な生産の世界3極体制を構築し、自動化等による生産性向上を推 進する。
- ⑤ 当社のコア技術である光学技術を中心とした要素技術開発に加え、新たな技術領域での研究開発にも注力する。
- ⑥ コーポレート・ガバナンスを強化すると共に、資本効率の向上を図る。

(5) **主要な事業内容**(平成28年12月31日現在)

事 業 区 分	主 要 製 品
写真関連事業	一眼レフカメラ用交換レンズ ミラーレスカメラ用交換レンズ等
レンズ関連事業	ビデオカメラ用レンズ デジタルカメラ用レンズ 各種光学用デバイス部品等
特機関連事業	監視カメラ用レンズ 車載用レンズ等

(6) **主要な営業所及び工場**(平成28年12月31日現在)

① 当社

名	称	所 在 地	
本	社	埼玉県さいたま市見沼区蓮沼1385番地	
エ	場	弘前工場(青森県弘前市)、浪岡工場(青森県青森市)、大鰐工場(青森県南津軽利	郡)
営業	業 所	東京営業所(埼玉県さいたま市)、大阪営業所(大阪府大阪市)	

② 子会社

名		称	所 在 地
TAMRO	N USA	, I N C .	アメリカ ニューヨーク州
TAMRON	Europe	GmbH.	ドイツ ケルン市
TAMRON	France	EURL.	フランス ル・プレシベルヴィル市
Tamron	(Russi	a) LLC.	ロシア モスクワ市
TAMRON OPT	ICAL (VIETNA)	M) CO., LTD.	ベトナム ハノイ市
TAMRON IN	DIA PRIVAT	ELIMITED	インド ハリヤーナー州 グルガオン市
タムロン	工業香港	有 限 公 司	中国 香港
タムロン	光 学 仏 山	有 限 公 司	中国 広東省仏山市
タムロン	光 学 上 海	有 限 公 司	中国 上海市

(**7**) **使用人の状況**(平成28年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事		業	区		分	使	用	人	数	前連結会計年	度末比増減
写	真	関	連	事	業		3,123	(71	0) 名	1,090名減	(724名減)
レ	ン	ズ	関連	事	業		466	(8	1) 名	26名減	(47名減)
特	機	関	連	事	業		1,061	(12	9) 名	31名増	(111名減)
全	社	(共	通)		78	(1.	5) 名	16名減	(3名増)
合					計		4,728	(93	5) 名	1,101名減	(879名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載 しております。
 - 2. 使用人数が前連結会計年度末に比べ1,101名減少しましたのは、主に海外生産子会社における使用人数の減少によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平均勤続年数	
1	,069	(426)名	1名増(54名減)		40	0.75歳		14.98年	

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年12月31日現在)

借	入	先	借	入	額
株式会	社埼玉りそ	な 銀 行		1,5	69百万円
株式	会 社 青 森	銀行		5	95
三井住	友信託銀行株	式 会 社		5	572
株式会社	上三菱東京UF	J 銀 行		4	72
中 国 銀	行 股 份 有 阳	及 公 司		3	349

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(平成28年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 80,000,000株

② 発行済株式の総数 25,950,000株

③ 株主数 6,064名

④ 大株主の状況(上位10名)

株 主	名	持	株	数	持	株	比	率
株式会社ニュー	ウェル		4,898	千株			18.89	9%
ソニー株式	会 社		3,129				12.07	7
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXE DEC/ABERDEEN GLOBAL CLIF			1,139				4.39)
株式会社埼玉りそ	な 銀 行		1,122				4.33	3
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) R E N V I O 1		1,088				4.19)
THE HONGKONG AND SHANGHA CORPORATION LTD - HONGKO! BANKING DIVISION-CLIEN	IG PRIVATĖ		986				3.80)
日本トラスティ・サービス信託銀行株:	式会社(信託口)		922				3.55	,
日 本 生 命 保 険 相	互 会 社		580				2.23	3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式	会社(信託口9)		550				2.12	2
日本マスタートラスト信託銀行株式	会社(信託口)		364				1.40)

- (注) 1. ソニー株式会社の持株数3,129千株は、みずほ信託銀行株式会社へ委託した信託財産であります。信託約款上、議決権の行使並びに処分権については、ソニー株式会社が指図権を留保しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式 (29千株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(平成28年12月31日現在)

皇	会社り	こおけ		位	氏		3,20	名	担当及び重要な兼職の状況
代	表耳	取 締	役社	長	鯵	坂	司	郎	
取	締	役	副 社	長	新	井	宏	明	特機事業本部、マーケティング・コ ミュニケーション室及び海外販売 子会社管掌
取	締	役 ፤	副 社	長	志	村	忠	寛	開発管理本部、情報システム室及び 物流センター管掌
取	締	役 ፤	副 社	長	桜	庭	省	吾	光学開発本部、技術開発本部、基礎 開発本部、技術推進室及び研究開発 センター管掌
専	務	取	締	役	大	瀬	英	世	映像事業本部、CSR推進室及びカス タマーサービス室管掌
専	務	取	締	役	濱	田	憲	_	品質管理本部及びICM事業本部管 掌
専	務	取	締	役	阿	保	正	行	生産本部、生産技術本部及び海外生 産子会社管掌
常	務	取	締	役	市	Ш		敬	コンポーネント機器事業本部管掌 及び国内新規事業開拓担当
常	務	取	締	役	Л	鍋		宏	人事総務本部、モールドテクノセン ター管掌及びコンプライアンス担 当
常	務	取	締	役	増	成	弘	治	海外映像営業本部及び新事業推進 室管掌
取		締		役	北	爪	泰	樹	経理本部管掌及び内部統制担当
取		締		役	大	塚	博	司	経営企画室、法務・知的財産室管掌 及びIR、リスクマネジメント担当
取		締		役	張		勝	海	海外生産担当
取		締		役	清	水	秀	雄	公認会計士 サイボー株式会社社外取締役
取		締		役	横	瀬	三 1	亀 夫	富士ビジネスサポート株式会社代表取締役 株式会社上野原カントリークラブ代表取締役
常	勤	監	査	役	土	屋	次	男	
常	勤	監	査	役	並	木	孝	行	
監		査		役	利	根	忠	博	株式会社ジーテクト社外取締役
監		査		役	西	本	恭	彦	弁護士 藍澤證券株式会社社外監査役 株式会社RISE社外監査役

- (注) 1. 取締役清水秀雄氏及び取締役構瀬三亀夫氏は社外取締役であります。
 - 2. 常勤監査役並木孝行氏、監査役利根忠博氏及び監査役西本恭彦氏は社外監査役であります。
 - 3. 常勤監査役並木孝行氏は、金融機関における豊富な業務経験と、企業経営の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 監査役利根忠博氏は、金融機関における豊富な業務経験と、企業経営の経験があり、 財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 監査役西本恭彦氏は、弁護士として、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
 - 6. 当社は、取締役清水秀雄氏、取締役横瀬三亀夫氏及び常勤監査役並木孝行氏を、東京 証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 7. 平成29年1月1日付の組織変更に伴い、取締役の担当を次のとおり変更しております。

会	会社における地位					氏 名			名	担当
取	締	役	副	社	長	志	村	忠	寛	開発管理本部及び情報システム室 管掌
取	締	役	副	社	長	桜	庭	省	吾	光学開発本部、技術開発本部、基礎 開発本部及び研究開発センター管 掌
専	務	月	፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞	締	役	大	瀬	英	世	CSR推進室、カスタマーサービス室 管掌及びリスクマネジメント担当
常	務	耳	Ī	締	役	増	成	弘	治	映像事業本部管掌
取		¥	帝		役	大	塚	博	司	新事業推進室、経営企画室、法務・ 知的財産室管掌及びIR担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、 同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

区					分	員	数	報酬等の額
取 (う	ちね	締 生 外	取	締	役 役)		18名 (2)	491百万円 (23)
監 (う	ちゃ	査 外	監	査	役 役)		4 (3)	59 (37)
合 (う	ち	社	外 往	r. Ž	計 員)		22 (5)	550 (60)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成23年3月30日開催の第64期定時株主総会において年額700百万円以内と決議いただいております。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、平成23年3月30日開催の第64期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
 - 3. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。 当事業年度に係る役員賞与120百万円(取締役13名に対し120百万円)
 - 4. 上記支給額の他、平成20年3月28日開催の第61期定時株主総会決議に基づく退職慰労金を次のとおり支給しております。

退任取締役 3名 140百万円

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役清水秀雄氏は、サイボー株式会社の社外取締役であります。当社 と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役横瀬三亀夫氏は、富士ビジネスサポート株式会社及び株式会社上 野原カントリークラブの代表取締役であります。当社と兼職先との間 には特別の関係はありません。
 - ・監査役利根忠博氏は、株式会社ジーテクトの社外取締役であります。当 社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役西本恭彦氏は、藍澤證券株式会社及び株式会社RISEの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取締役	清水秀雄	当事業年度に開催された取締役会25回のうち24回に出席いた しました。 公認会計士としての専門的な知識・経験から、適宜発言を行っ ております。
取締役	横瀬三亀夫	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに出席いたしました。 企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づくグローバ ルな視点から、適宜発言を行っております。
監査役	並木孝行	当事業年度に開催された取締役会25回の全て、監査役会16回の 全てに出席いたしました。 金融機関における豊富な業務経験と、企業経営者としての経験 から、適宜発言を行っております。
監査役	利 根 忠 博	当事業年度に開催された取締役会25回のうち23回、監査役会 16回のうち15回に出席いたしました。 金融機関における豊富な業務経験と、企業経営者としての経験 から、適宜発言を行っております。
監査役	西本恭彦	当事業年度に開催された取締役会25回のうち24回、監査役会 16回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人和宏事務所

② 報酬等の額

		報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額					36	百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他 の財産上の利益の合計額	·				36	ó

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません ので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しており ます。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - 3. 当社の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
 - ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要が あると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任 に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【内部統制システム整備に関する基本方針について】

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制に関し、取締役会において以下のとおり決議を行い、体制の強化を図っております。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役会及び取締役は、職務の執行にあたり、「経営理念」及び「行動 宣言」並びに「行動指針」を遵守し、当社及び当社子会社(以下「タム ロングループ各社」といい、当社と総称して「タムロングループ」とい う。)における企業活動の前提とすることを徹底する。
 - ②取締役会は、コンプライアンス推進のための基本事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置し、代表取締役を委員長に任命する。
 - ③取締役会は、コンプライアンス担当取締役を任命し、タムロングループ の横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握、解決を行う。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)、その他の重要な情報を、「文書管理規定」に従い保存、管理する。
 - ②取締役会は、その職務の執行に係る文書及びその他重要な情報の保存及 び管理につき、人事総務本部管掌取締役を全社的な統括を行う責任者に 任命する。
 - ③「文書管理規定」の改廃は、「職務権限規定」にて取締役会決議事項と 定め、「規定類管理規定」及び「職務権限規定」に基づき、監査役会の 合議を経る。
 - ④取締役の職務の執行に係る情報のうち、当社における「主要会議」の資料及び議事録は、「文書管理規定」に基づき、「主要会議」の事務局を担当する部門がその保存及び管理を行い、閲覧可能な状態を維持する。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①取締役は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及 び輸出管理等に係るリスクにつき、自己の担当する領域において、規則・ ガイドラインの制定と研修の実施等によるリスク管理の体制を構築する。

- コンプライアンス担当取締役は、これらを横断的に推進し、管理する。
- ②取締役は、「緊急事態対応規定」並びに「地震対応手順書」「事業継続基本計画書」などの実施細則を定め、本社及び工場における事業の継続・早期復旧のためのリスクマネジメント体制を確保する。リスクマネジメント担当取締役は、これらを横断的に推進し、管理する。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役は、「経営理念」及び「行動宣言」並びに「行動指針」の下に、取締役及び使用人が共有する全社的な目標である「年度経営計画」及び「中期経営方針」を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限配分を含めた効率的な達成の方法を定める。
 - ②「職務分掌規定」及び「職務権限規定」により、適切な職務の分掌と権限を定め、迅速な業務決定及び対応を実践する。
 - ③ I Tシステムを強化し、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化 を実現する。
 - ④執行役員制度を導入し、経営と執行との分離を図り、執行について迅速 な意思決定及び事業対応を実現する。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①使用人に対し、「経営理念」及び「行動宣言」並びに「行動指針」をタムロングループにおける企業活動の前提とすることを徹底させる。
 - ②コンプライアンスの強化を目的として、「コンプライアンス委員会」の下位に「コンプライアンス推進委員会」を設置し、月に一度の開催を通じて社内の法令遵守意識向上を目的とする教育等を行う。
 - ③内部監査室は、必要によりコンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス委員会と連携の上、各種規定類及びコンプライアンスに関する監査を行い、監査結果を代表取締役へ報告する。
 - ④「内部通報制度規定」に基づいて設置した、内部監査室を窓口とするホットラインにより、法令上疑義のある行為等につき使用人が直接情報提供を行う手段を確保する。

- (6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 取締役及びタムロングループ各社の社長は、当社の「経営理念」及び「行動宣言」並びに「行動指針」を業務執行の前提とすることを徹底し、次に掲げる体制を整備する。
 - ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 タムロングループ各社に対し、「関係会社管理規定」及び「関係会社職 務権限明細表」に則り、事項に応じて当社へ報告すること、又は当社の 取締役会へ付議することなどを義務付け、当社がタムロングループ各社 の業務の執行が適正に行われるよう統括する。
 - ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 経営企画室は、タムロングループの経営及びコンプライアンスに関する 問題の提示から解決を通じ、タムロングループ各社の管理及び監督を行 う。
 - ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため の体制

取締役及びタムロングループ各社の社長は、四半期毎に予算実績報告会 (「業績検討会」)を開催し、業務の執行における情報の共有化を図る。また、取締役は、「業績検討会」において、直接にタムロングループ各社への指示及び要請を行う。

- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社の「コンプライアンス規定」を準用し、タムロングループ各社 にコンプライアンス推進担当者を配置して、使用人を対象にした教 育等のコンプライアンス活動を実施する。
 - ロ. 当社の監査役及び内部監査室は、「業績検討会」に出席し、業務の 執行の適正を監視する。また、内部監査室は、タムロングループ各 社に対する内部監査を実施する。
 - ハ. 当社の内部監査室による内部通報窓口は、タムロングループ各社からの通報にも対応する体制とする。

- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項取締役会は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、要請に応じ、監査職務を円滑に遂行するために必要な使用人を配置する。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の事効性の確保に関する事項
 - ①監査役の職務を補助すべき使用人が、監査役の指揮命令に従って行う会 議等への出席、情報収集その他必要な行為が、不当に制限されない体制 を確保する。
 - ②監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分等は、 監査役の同意を得る。
- (9) 当社の監査役への報告に関する体制
 - ①当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制 取締役及び使用人は、タムロングループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合、速やかに監査役会へ報告する。
 - ②子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制当社の監査役は、内部監査室に対し、原則として月に一度又は必要に応じ適宜、タムロングループに対する内部監査の実施状況及び「内部通報制度規定」に基づいた通報内容について、報告を求めることができる。
- (II) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 「内部通報制度規定」に基づき通報した者が、不利益な取扱いを受けないよう同規定に明記し、徹底する。
- (II) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方 針に関する事項 監査の対象の執行について必要な費用の前払い第の誘環をしなり

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたと きは、速やかに当該費用又は債務を処理する。 (12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役が、会計監査人及び内部監査室とそれぞれ連携し、実効的な監査ができる体制を確保する。

- (13) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備 金融商品取引法及びその他の法令の定めに従って、財務報告に係わる内 部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行 い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。
- (14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固 として対決する旨「行動宣言」に掲げ、タムロングループ内での周知、 徹底を図る。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社は、上記に掲げた内部統制システム整備に関する基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- (1) 内部統制システム全般 タムロングループの内部統制システム全般の整備・運用状況については 当社の内部監査室が問題の早期発見のため継続的にモニタリングを実施 し、改善・強化を進めております。
- (2) リスク リスクマネジメント担当取締役を選任し、各部門から報告されたリスク の定期見直しやレビューの実施によりリスクの横断的な管理を実施して おります。
- (3) コンプライアンス

「コンプライアンス委員会」を定期的に開催してコンプライアンス推進のための基本事項を審議すると共に、「コンプライアンス推進委員会」を毎月開催して社内の法令遵守意識の向上を目的とする教育等を行っております。また、当社は内部通報窓口を設置しており、タムロングループ各社にも開放することで、タムロングループ全体のコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(4) 子会社管理

子会社の経営管理については「関係会社管理規定」及び「関係会社職務権限明細表」を定め適切に運用し、経営企画室が子会社各社の経営管理体制を整備・統括しております。

(5) 監査役の監査体制について 社外監査役を含む監査役は、「主要会議」への出席や業務執行に関する 重要文書の閲覧等を行っており、必要に応じて当社取締役及び使用人に 説明を求めること等により監査の実効性の向上を図っております。

(注) 本事業報告に記載の金額、株式数及び当該持株比率は、表示単位未満の 端数を切り捨てて、また、割合及び1株当たりの数値は表示単位未満の 端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	41,590	流動負債	11,388
現金及び預金	16,030	置 掛 金	3,068
受取手形及び売掛金	13,419	短期借入金	3,327
製品	7,023	未 払 費 用	2,826
仕 掛 品	2,201	未払法人税等	371
原材料及び貯蔵品	875	そ の 他	1,794
繰延税金資産	442	固定負債	2,200
そ の 他	1,630	長期借入金	736
貸 倒 引 当 金	△32	退職給付に係る負債	1,403
固定資産	19,320	そ の 他	60
有形固定資産	15,539	負 債 合 計	13,589
建物及び構築物	6,112	純 資 産	の部
機械装置及び運搬具	5,513	株主資本	44,416
工具、器具及び備品	2,232	資 本 金	6,923
土 地	1,012	資 本 剰 余 金	7,432
建設仮勘定	668	利 益 剰 余 金	30,114
無形固定資産	787	自 己 株 式	△53
投資その他の資産	2,993	その他の包括利益累計額	2,905
投資有価証券	2,303	その他有価証券評価差額金	498
繰延税金資産	340	為替換算調整勘定	2,475
そ の 他	437	退職給付に係る調整累計額	△69
貸倒引当金	△88	純 資 産 合 計	47,321
資 産 合 計	60,910	負債純資産合計	60,910

連結損益計算書

(平成28年1月1日から) 平成28年12月31日まで)

		科		目			金	額
売		上		高				59,903
売		上	原	価				41,001
	売	上	総	利		益		18,901
販	売 費	及び一	般管:	浬 費				16,539
	営	業		利		益		2,361
営	詳	∮ 外	収	益				
	受	取		利		息	34	
	受	取	配	当		金	61	
	為	替		差		益	348	
	受	取	賃	貸		料	20	
	補	助	金	収		入	38	
	そ		の			他	206	709
営	弟	≸ 外	費	用				
	支	払		利		息	42	
	固	定資	産	除	却	損	88	
	た	な卸	資 産	廃	棄	損	15	
	そ		の			他	69	215
	経	常		利		益		2,855
特		別	損	失				
	投	資 有 個	西 証	券 評	価	損	77	
	減	損		損		失	35	113
	税:	金 等 調	整前	当 期 #	純利	益		2,742
	法ノ	人税 、信	主民税	及び	事 業	税	987	
	法	人 税	等	調		額	273	1,260
	当	期	純	利		益		1,482
	親会	社株主に	帰属す	る当其	阴純利	益		1,482

連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から) 平成28年12月31日まで)

			株	主資	本	
	資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年1月1日 残高		6,923	7,432	30,187	△53	44,489
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				△1,555		△1,555
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				1,482		1,482
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						-
連結会計年度中の変動額合計		-	_	△72	-	△72
平成28年12月31日 残高		6,923	7,432	30,114	△53	44,416

	その	他の包抄	舌 利 益 累	計額	
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合 計	純資産合計
平成28年1月1日 残高	445	4,260	△194	4,512	49,001
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当				-	△1,555
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				-	1,482
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	52	△1,784	124	△1,607	△1,607
連結会計年度中の変動額合計	52	△1,784	124	△1,607	△1,680
平成28年12月31日 残高	498	2,475	△69	2,905	47,321

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金 額	科目	金 額
流動資産	27,607	流動負債	9,582
現金及び預金	7,063	買 掛 金	4,274
受 取 手 形 売 掛 金	76	短期借入金	2,232
製品	11,539 4,638	1年内返済予定の長期借入金	745
仕 掛 品	890	未払金	371
原材料及び貯蔵品	334	未払費用	1,434
未着品	160	前爱金	161
前払費用	130		
関係会社短期貸付金 1年内回収予定の関	1,165		261
係会社長期貸付金	699	その他	101
未収入金	899	固定負債	2,052
その他	24	長期借入金	736
貸倒引当金 固定資産	△15 15,634	退職給付引当金	1,280
回	7,172	そ の 他	35
建物	3,335	負 債 合 計	11,634
構築物	131	純 資 産	の部
機械及び装置	1,208	株主資本	31,108
車 両 運 搬 具 工具、器具及び備品	4 1,082	資 本 金	6,923
上 土 地	805	資本剰余金	7,432
建設仮勘定	604	資本準備金	7,432
無形固定資産	456	利益剰余金	16,806
電話加入権	9	利益準備金	167
ソフトウェア ソフトウェア仮勘定	420 26	その他利益剰余金	16,639
投資その他の資産	8,006		· ·
投資有価証券	2,184	圧縮記帳積立金	77
関係会社株式	605	別途積立金	9,300
関係会社出資金	3,767	繰越利益剰余金	7,262
関係会社長期貸付金長期 前払費用	881 258	自己株式	△53
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	258 261	評価・換算差額等	498
*** これ 並 貞 煌 *** そ の 他 ***	74	その他有価証券評価差額金	498
貸倒引当金	△24	純 資 産 合 計	31,607
資 産 合 計	43,241	負債純資産合計	43,241

損益計算書

(平成28年1月1日から) 平成28年12月31日まで)

科目	1	金	額
売 上 高			52,813
売 上 原 価			42,591
売 上 総 利	益		10,221
販売費及び一般管理費			10,921
営 業 損 失	(<u>\</u>)		△700
営 業 外 収 益			
受取利息及び配	当金	2,815	
その	他	134	2,949
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	35	
為替差	損	100	
たな卸資産廃	棄 損	15	
固定資産除	却 損	82	
その	他	9	243
経 常 利	益		2,005
特 別 損 失			
投 資 有 価 証 券 割	通	77	
減 損 損	失	35	113
税引前当期純	利 益		1,892
法人税、住民税及び	事業税	289	
法 人 税 等 調	整 額	128	417
当 期 純 利	益		1,474

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から) 平成28年12月31日まで)

		株主資本								
	資本剰余金		利益剰余金							
	資本金		次十到人人		その	他利益剰	余金	利光副公公	自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	圧縮記帳 積 立 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 計		百 計
平成28年1月1日残高	6,923	7,432	7,432	167	77	9,300	7,343	16,887	△53	31,189
事業年度中の変動額										
税率変更による積立金の調整額					2		△2	-		-
圧縮記帳積立金の取崩					△2		2	-		-
剰余金の配当							△1,555	△1,555		△1,555
当 期 純 利 益							1,474	1,474		1,474
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 額)										-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	0	-	△81	△80	-	△80
平成28年12月31日残高	6,923	7,432	7,432	167	77	9,300	7,262	16,806	△53	31,108

	評価・換	算差額等	
	その他有 価証券額 価差額金	評価・換 算差額等 合 計	純資産合 計
平成28年1月1日残高	445	445	31,635
事業年度中の変動額			
税率変更による積立金の調整額			-
圧縮記帳積立金の取崩			-
剰余金の配当			△1,555
当 期 純 利 益			1,474
株 主 資 本 以 外 の 中 の 東 額 (純 額)	52	52	52
事業年度中の変動額合計	52	52	△28
平成28年12月31日残高	498	498	31,607

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月20日

株式会社 タムロン取締役会 御中

監查法人和宏事務所

代表社員 安認会計士 大嶋 豊 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タムロンの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これに は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に 表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが 含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タムロン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月20日

株式会社タムロン取締役会御中

監査法人和宏事務所

代表社員 安認会計士 大嶋 豊 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タムロンの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1.監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1)監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査 の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会 計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応 じて説明を求めました。
 - (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に 違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3)連結計算書類の監査結果 会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であ ると認めます。

平成29年2月28日

株式会社タムロン 監查役会 男 常勤監査役 十 次 (印) 屋 孝 常勤監查役 並 木 行 (印) 11末 根 忠 博 (印) 監 杳 役 恭 彦 役 西 太 (EII) 監 杳

(注)監査役の並木孝行、利根忠博及び西本恭彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議 案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、長期的視野での経営体質強化及び新事業展開等を図るための研究開発や設備投資等を勘案するとともに、業績に応じた利益配分に努め、配当性向35%程度の継続的な配当を重視し、株主の皆様に安定した利益配分を継続していくことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、1 株につき普通配当金30円といたしたいと存じます。

なお、平成28年9月に1株につき25円の中間配当金をお支払いいたしましたので、年間配当金は1株につき55円となります。

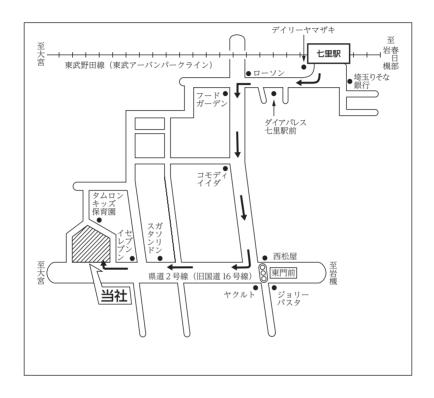
- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき30円 配当総額は777.622.680円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成29年3月30日といたしたいと存じます。

以上

メ モ

株主総会会場ご案内図

株式会社タムロン



会場 埼玉県さいたま市見沼区蓮沼1385番地株式会社タムロン本社 新館5階電話 048 (684) 9111 (代表)

主要交通 東武野田線「七里駅」下車 徒歩約12分

